

求職者支援訓練受講者募集に係る取扱いの流れ

兵庫労働局 職業安定部 訓練課

①	受講者募集期間開始日	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の募集期間は、3週間です。募集期間の延長は行いません。
②	受講者募集期間終了日	
③	調整日	<ul style="list-style-type: none"> ・調整日は、募集期間終了後調整を行う日で、②の翌開庁日としています。 ・調整日の午前9時30分までに必ず開講か中止のご連絡を当課までお願いします。但し、中止の場合は、応募者が定員の半数に満たなかった場合に限ります。 ・中止を決定された訓練実施施設は、速やかに、応募者に対して中止となったことを連絡いただくとともに、ハローワークへ誘導していただきますようお願いいたします。 ・調整日で募集期間終了後の調整が完了次第、当課から『受講希望者一覧』を郵送します。
④	選考日	
⑤	選考予備日	
⑥	選考結果通知日	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者に対する全ての選考結果通知は、定められた選考結果通知日に行わなければなりません。この日以外の通知は、認められません。
⑦	繰上合格決定期限	
⑧	訓練開始日	<ul style="list-style-type: none"> ・定員を超える応募があった訓練実施施設で、辞退者が出た場合には、選考水準を上回っていたが定員枠の関係で不合格とした受講希望者に限り、定員の範囲内で繰上合格とすることができます。繰上合格があった場合には、『繰上合格連絡票』に記載し、『受講希望者一覧』を訂正したものと一緒に当課あてメールして頂くとともに、電話連絡頂きますようお願いいたします。（『繰上合格連絡票』は、兵庫労働局のホームページに掲載しています。）（※(注)参照）。

※(注)「繰上合格」が認められる基準等

- ① 定員を超える応募があった訓練コースであること。
- ② 選考水準を上回っていた不合格者であること。
- ③ 定員の範囲内であること。
- ④ 繰上合格決定期限内であること。

繰上合格を決定する期日は、原則として、訓練開始日の5開庁日前までとしています。この日までに、繰上合格者とする事について、訓練実施施設が当該受講希望者本人の同意を得た上で、当課まで通知しなければならないこととしています。ハローワークへの連絡は、当課から行います。